

# 原産性を判断するための基本的考え方と 整えるべき保存書類の例示



2017年4月改訂  
経済産業省  
原産地証明室



# 1. はじめに

経済連携協定（以下、EPA）には、締約国内で生産された製品の関税を削減、撤廃するメリットがあります。このメリットを享受するためには、輸出する製品がEPA締約国の製品（原産品）であることを明らかにする必要があり、このため、各EPAでは、製品が原産品であるか否かを特定するルール（原産地規則）を定めています。

原産地規則には様々なルールがありますが、その中で最も分かりやすい例は、締約国内で産出された鉄鉱石や締約国で生まれて成育された牛のように、締約国内で完全に生産されるもの（完全生産品）を原産品とするルールです。

このほか、第三国から輸入した材料や部品を用いて製品が製造される場合には、それぞれの製品ごとに定められた原産地規則を満たす実質的な生産・加工作業が必要になります。

実質的な生産・加工作業の基準として、関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準がありますが、本資料では、利用の多い関税分類変更基準と付加価値基準の基本的な考え方、及びこれらの基準に合致していることを明らかにする資料の作成例を紹介します。

この資料が皆様の原産地証明制度に対する理解を深めるための一助となり、コンプライアンスの向上につながるとともに輸出貿易の健全な発展に寄与できれば幸いです。



## 2. 書類保存の必要性

## 書類保存義務

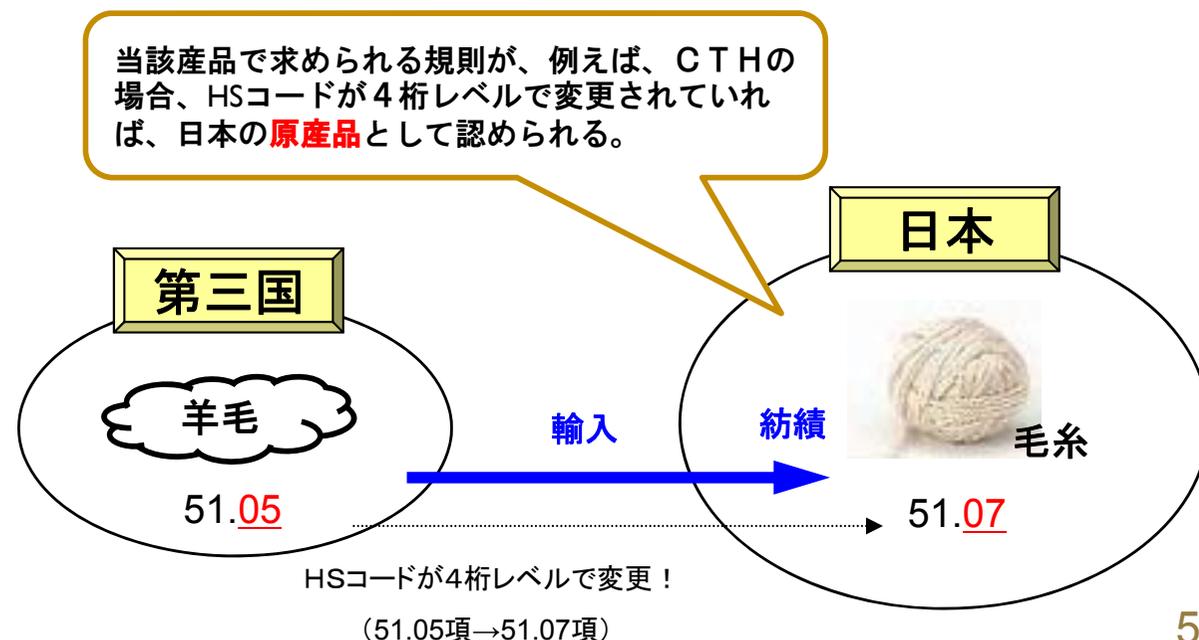
◎輸出者及び生産者には、原産地証明書の発給日の翌日から以下の期間、原産地証明書の発給を受けた製品に関する書類を保存する義務が課されている。

5年間の保存義務が課されている協定	3年間の保存義務が課されている協定
<ul style="list-style-type: none"><li>■ 日メキシコ協定</li><li>■ 日マレーシア協定</li><li>■ 日チリ協定</li><li>■ 日タイ協定</li><li>■ 日インドネシア協定</li><li>■ 日フィリピン協定</li><li>■ 日インド協定</li><li>■ 日ペルー協定</li><li>■ 日オーストラリア協定</li><li>■ 日モンゴル協定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 日ブルネイ協定</li><li>■ 日アセアン協定</li><li>■ 日スイス協定</li><li>■ 日ベトナム協定</li></ul>

# 3. 関税分類変更基準 (CTCルール)

CTC : Change in Tariff Classification

～最終製品と産品を生産するために使用した非原産「材料・部品」との間でHSコード（関税分類）が変更されている場合（変更されるような生産・加工が行われた場合）に、当該産品を原産品であると認める基準～



## 基本的考え方

◎原産地証明書の発給を受ける製品の部品表等にHSコードを振り、「製品」と使用した「材料・部品」との間でHSコードが変更されているか否かによって原産性を判断する。

## 保存書類の例示

### 1. 原産性を明らかにするための資料

①生産に使用した非原産材料（非原産と扱った「材料・部品」）のHSコードと、輸出する製品のHSコードが変更していることを示す資料

□ 対比表 **【次頁参照】**

②対比表に記載された「材料・部品」で製造されたことを裏付ける資料

- 総部品表
- 製造工程フロー図
- 生産指図書
- 各「材料・部品」の投入記録（在庫「蔵入蔵出」記録）等

（これらの根拠資料（名称は問わない）については、必ずしも原産地証明担当部門で保管されている必要はなく、適宜、関係部署から得られる社内体制となっていればよい。）

③「原産」と扱った「材料・部品」については、その原産性を示すための根拠となる資料

- 国内調達「材料・部品」については、その供給者（サプライヤー）からの情報（P18参照）
- 当該「材料・部品」が締約相手国原産品である場合は、輸入時の同協定に基づく原産地証明書の写し、当該「材料・部品」が原産品であることを示すその他の資料（具体的には、後述の対比表や計算ワークシート）等



### 2. 原産地証明書の写し、原産地証明書を受けた輸出製品のインボイスや船荷証券等の船積書類の写し

# 関税分類変更基準利用における対比表の例

作成年月日  
資料作成者名

特に最終生産地  
が国内であることを  
確認。

利用協定：日アセアン協定

生産国：日本、生産場所：〇〇県〇〇市〇〇・△△工場

適用原産地規則：関税分類変更基準（GTH、4桁変更）

輸出製品の生産に  
使用した全ての材  
料・部品名を記載。

非原産材料は、HS  
コードが変更している  
ことを確認。

HSコード	製品名	HSコード	部品名	原産/非原産	原産情報等
		3917	プラスチック製管	非原産	
		3923	プロテクター	非原産	
		3926	ドライブギア	非原産	
		4016	ワッシャー	非原産	
		5901	織物製テープ	非原産	
		7318	レセプタクル	非原産	
		7318	タッピングスクリュー	非原産	
		7318	ナット	非原産	
		8536	接続子	非原産	
		9607	ファスナー(留め具)	非原産	
		(8532)	LED	原産	サプライヤーからの資料(〇〇株式会社△△工場)
		(8544)	銅線	原産	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)
			電気導体	原産	サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)

非原産材料について  
は、取引書類や原産  
性を裏付ける資料は  
不要。

原産材料であっても、HS  
コードの変更が確認でき  
れば、非原産とみなすこと  
も可能。この場合、サプ  
ライヤーからの資料は不要。

原産材料については、その原産性を示すための根拠資  
料が必要。  
資料を提出したサプライヤーも、納入部材に関する同  
様の対比表や計算ワークシート（後述）を作成する。

8544.30 ワイヤーハーネス

## 留意事項

### ①協定ごとに使用するHSが異なる。

HS2002	日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン
HS2007	日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー
HS2012	日オーストラリア、日モンゴル

なお、製品のHSコードの正確な確認のためには、輸入者、又は、輸入者を通じて輸入締約国の税関に確認することが望ましい（最終的な製品のHSコードは輸入国税関の判断が優先されるため）。

### ②原産性を判断するにあたり、「製品」と使用した「材料・部品」との間でHSコードが変更されている必要があるが、使用した「材料・部品」のHSコードについては、適用されるCTCルールに合わせ、必要な桁数の変更が確認できればよい。

2桁レベルの変更があれば、4桁レベルの変更は満たしている。

- (1) **CC**（2桁（類）レベルの関税分類変更基準）であれば、2桁
- (2) **CTH**（4桁（項）レベルの関税分類変更基準）であれば、2桁又は4桁
- (3) **CTSH**（6桁（号）レベルの関税分類変更基準）であれば、2桁、4桁又は6桁

※生産行為を経ることで完成品である「製品」と当該製品を生産するために使用した「材料・部品」との間において、原産地規則で定められている製品ごとのHSコードの変更基準を満たしていることが確認できれば、当該「材料・部品」を構成する「材料・部品」にまで遡ってHSコードを確認する必要はない。



## 留意事項

- ③使用した「材料・部品」の品目数が膨大で個別の管理が困難な場合には、生産工程等の実態に合わせ、部品一点一点ではなく、ある程度の固まりとしての部分品として、管理できる。
- ④輸出産品と同一のHSコードに属する「材料・部品」について、輸出産品に適用されるCTCルールに照らして、生産行為を経てもCTCルールを満たさない場合には、以下の対応が考えられる。
- ・ CTCルールで求められるレベルのHSコードの変更がない非原産の「材料・部品」について、原産品である「材料・部品」を使用する
  - ・ デミニマス※規定利用の可能性を検討する
  - ・ 原産地規則に「又は付加価値基準」と定められていれば付加価値基準（次項以降参照）の利用の可能性を検討する
- ※「デミニマス（僅少）」とは、一部の非原産材料がCTCルールを満たさない場合であっても特定の割合以下（ごく僅か）であれば無視してよいというもの。日アセアン協定の場合、例えば HS50～63類（繊維品）では製品の重量の10%以下、HS28～49類及びHS64～97類（その他工業品）では製品のFOB価額の10%以下などが対象。ただし、デミニマスは協定ごとに、対象品目・割合が大きく異なることから、利用を検討する際には協定を十分に確認する必要がある。
- ⑤同一産品について、継続的にEPAを利用する場合には、社内で当該産品がCTCルールを満たすことに変更がないことを定期的を確認し、原産性を判断するための要素に変更があった場合には、原産性の有無を再検証する必要がある。

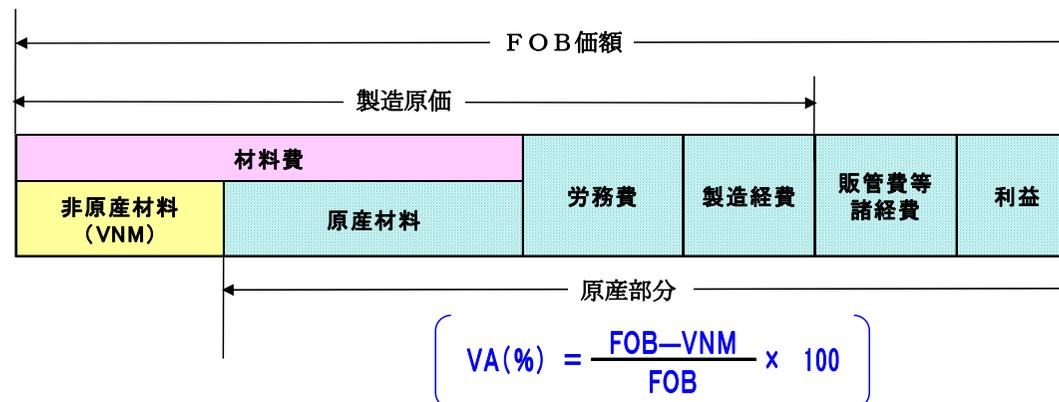




## 基本的考え方

◎製品の生産工程により形成された「原産資格割合」（原産材料価額を含む）を算出し、一定の基準値（「閾値（しきいち）」といわれることもある）を超えるか否かによって原産性を判断する。

- 非原産材料を特定することで、又は、原産材料を特定しその価額合計を材料費全体から差引くことで非原産材料価額(VNM: Value of Non-originating Materials)を求め、FOB価額に対する割合を算出（控除方式）
- 原産部分（原産材料価額＋生産コスト（労務費・製造経費）＋利益等）を積上げた額のFOB価額に対する割合を算出（積上げ方式）



# 保存書類の例示

## 1. 原産性を明らかにするための資料

### ①協定に定められた原産資格割合を超えていることを示す資料

- 計算ワークシート **【次頁参照】**

### ②計算ワークシート上の数字の妥当性を示す資料及び記載された「材料・部品」で製造されたことを裏付ける資料

- 総部品表  
(原産・非原産を特定したもの。ただし、積上げ方式の場合、積み上げるべき原産材料を特定すれば足りる。)
- 製造工程フロー図
- 生産指図書
- 製品在庫(蔵入蔵出)記録
- 各「材料・部品」の投入記録(在庫「蔵入蔵出」記録) 等

#### 【控除方式の場合】

- 非原産材料単価の算出根拠資料(帳簿、伝票、インボイス、契約書、請求書等)

#### 【積上げ方式の場合】

- 製造原価計算表
- 積み上げるべき原産材料単価、生産コスト等の算出根拠資料  
(帳簿、伝票、インボイス、契約書、請求書、支払記録等)  
(これらの根拠資料(名称は問わない)については、必ずしも原産地証明担当部門で保管されている必要はなく、適宜、関係部署から得られる社内体制となっていればよい。)



### ③「原産」と扱った「材料・部品」については、その原産性を示すための根拠となる資料

- 国内調達「材料・部品」については、その供給者(サプライヤー)からの情報(P18参照)
- 当該「材料・部品」が締約相手国原産である場合は、輸入時の同協定に基づく原産地証明書の写し、当該「材料・部品」が原産品であることを示すその他の資料(具体的には、対比表や計算ワークシート)等

## 2. 原産地証明書の写し、原産地証明書の発給を受けた輸出製品のインボイスや船荷証券等の船積書類の写し

# 付加価値基準利用における計算ワークシートの例

利用協定：日アセアン協定

生産国：日本、生産場所：〇〇県〇〇市□□・△△工場

適用原産地規則：付加価値基準(RVC40%以上)

輸出品：HS8544.30 ワイヤーハーネス

FOB価額：US\$64(円換算¥5,800)

$$RVC = (5,800 - 1,400) / 5,800 = 0.76$$

特に最終生産地が国内であることを確認。

作成年月日  
資料作成者名

本事例では控除方式で計算。

$$\frac{(\text{FOB価額} - \text{非原産材料価額})}{\text{FOB価額}}$$

・控除方式を使う場合、原産材料の価額は出てこないで原産材料単価の根拠を示す資料は不要。他方、積上げ方式を使う場合には、当該価額の根拠を示す資料が必要。

・控除方式or積上げ方式については、原産/非原産材料の点数、価格の大小等を考慮し、より簡便な方法を自由に選択可能。

・材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて決められる。

・積上げ方式のうち、非材料費（労務費、諸経費、利益等）を付加価値分に含める場合には、当該価額を裏付ける資料が必要。

部品名	原産/非原産	単価	原産情報	価額情報
プラスチック製管	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
プロテクター	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ドライブギア	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ワッシャー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
織物製テープ	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
レセプタクル	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
タッピングスクリュー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
接続子	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ファスナー(留め具)	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
<b>非原産材料価額合計</b>		<b>¥1,400</b>		
LED	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(〇〇株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
銅線	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
電気導体	原産		サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
<b>原産材料価額合計</b>		<b>¥1,100</b>		
その他経費	-	¥2,700		製造原価明細
利益	-	¥400		製造原価明細
輸送費	-	¥200		国内輸送取引明細、通関業者取引明細等
<b>非材料費合計</b>		<b>¥3,300</b>		

## 留意事項

- ① 自社の生産コストや利益等の非材料費だけで 原産資格割合が基準値を超える場合、自社の内製品や他社から購入した「材料・部品」の材料は非原産とみなしてよい（原産性を確認する必要なし）。
- ② 全ての材料費を非原産とすると原産資格割合が基準値を超えない場合、自社の内製品や原産性の判断がし易い購入「材料・部品」から原産性を確認し、原産性が確認できた当該「材料・部品」費を加算することで基準値を超える場合には、その他の材料は非原産とみなしてよい。
- ③ 「材料・部品」単価は各企業の採用する会計基準に基づいて算出してよい。
- ④ 「材料・部品」のうち、原産性が確認できた「材料・部品」費を加算してもV Aルールを満たさない場合、原産地規則に「関税分類変更基準」と定められていれば関税分類変更基準（P 5～P 9参照）の利用の可能性を検討する。
- ⑤ 同一製品について、継続的にE P Aを利用する場合には、為替レート、F O B 価額変更、材料価額変更等の価格変動により、原産資格割合が基準値を下回る可能性もあるため、社内において実績単価等の変動を定期的を確認し、原産資格割合を満たしていることを検証する必要がある。

（例：製品の原産性に影響を与え得る材料（単価の高いもの等）を重点管理する、  
多少の価格変動に対応できるように原産資格割合を基準値よりも高めに積み上げておく等）





## 5. その他参考

## CTCルールとVAルールの両方を同時に満たす必要がある場合

- ① CTCルールによる原産性判断の際に用いる「輸出産品とその製造に使用した全ての『材料・部品』との対比表」とVAルールでの判断の際に用いる「原産資格割合を示す計算ワークシート」は、別々の表でも統合した表でも構わない。
- ② 原産性を示すための根拠となる資料やインボイスの写し等で、CTCルールとVAルールのそれぞれの判断の際に共通して使用する資料については、両ルール用にそれぞれ保存する必要はなく、1部だけ保存すれば足りる。



## 発給申請資格者

指定発給機関（日本商工会議所）に対して原産地証明書の発給申請を行うことができるのは、輸出者。ただし、日オーストラリア協定の場合は、輸出者のほか、生産者も発給申請が可能。

## 原産品判定依頼資格者

- ①指定発給機関（日本商工会議所）に対して輸出産品の原産品判定依頼を行うことができるのは、生産者又は原産性に係る生産情報を有する輸出者。
- ②生産者とは、製品の生産を行う者で、輸出しようとする物品が特定原産品であることを明らかにする資料を提出できる者<sup>\*</sup>をいう。

※委託生産の場合については次頁参照

※繊維製品の生産におけるテキスタイル・コンバーター等の扱いについては、「繊維製品の原産地規則・証明方法に関する留意事項」 P28参照

[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/file/guideline\\_for\\_textile\\_and\\_apparel.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/guideline_for_textile_and_apparel.pdf)

## 委託生産者について

A社が生産に係る企画、仕様の決定、原材料の調達、支給又は指定等を行ってB社に製造させるなど、製造全般の管理・指揮等を行っている場合、当該産品が特定原産品であることを明らかにする資料を提出できるのであれば、A社、B社共に生産者に当たり、原産品判定依頼を行うことができる。

### 【上記、B社との関係を示す保存書類の例】

#### □ 製造委託契約書、製造仕様書、注文書、納品書等

原産品判定依頼の際、これら書類の提示に代え、製造に関する委託関係を示す誓約書の提出も可能（右は誓約書の例）。

なお、A社が原産品判定依頼を行う場合には、B社との関係を示す資料についても、所定の期間（P4参照）保存するとともに、締約国等の権限ある当局、経済産業大臣または指定発給機関（日本商工会議所）の求めに応じて提供できるようにしておく必要がある。

年 月 日

日本商工会議所  
〇〇事務所 御中

氏名又は名称  
住 所  
代 表 者 名  
部 署・担 当 者 名  
連 絡 先

当社が原産品判定依頼を行った下記産品は、生産に係る企画・仕様の決定、原材料の調達・支給・指定等を当社が行い、当社による生産全般の管理・指揮の下、下記の者が生産を行っていることを誓約いたします。

記

(生産を行っている者)

氏名又は名称 株式会社〇〇  
住 所 〇〇県〇〇市△△×-×  
部 署・担 当 者 名  
連 絡 先 (Tel 等)

(該当する産品)

品名 (英文)	製造番号・型番	HS コード	生産場所 (住所・工場名等)
〇〇〇 (XXX)	AB1122/CD-I	〇〇〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇・△△工場
〇〇〇 (XXX)	EF3344/GH-II	〇〇〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇・本社工場

(以上)

## 他社から調達した材料の原産性を裏付ける資料の例 (サプライヤーからの証明資料)

サプライヤーからの証明資料により、サプライヤーから調達した材料が原産材料であることを裏付ける資料とすることができる。サプライヤーからの証明資料に記載が必要な内容は、本件資料の作成年月日、製造された物品の供給先名、製造者の氏名又は名称、住所、担当者の氏名、所属部署名、連絡先、利用する協定名、製造された物品が原産品であることを証明する旨の記載、製造された物品の品名（英文）、物品を特定できる情報（製造番号、型番等）、HSコード、判定基準、生産場所（住所、工場名等）。以下の様式は、上記内容を記載した資料の一例であるが、上記の内容が記載されていれば、資料の様式は問わない。

	年 月 日			
(生産者) 殿				
	(サプライヤー名)			
	氏名又は名称			
	住 所			
	氏 名			
	部 署 名			
	連 絡 先			
当社の下記産品は、〇〇協定に基づく原産品であることを証明いたします。				
記				
(該当する産品)				
品名 (英文)	製造番号・型番	HS コード	判定基準	生産場所 (住所・工場名等)
〇〇〇 (XXX)	AB1122/CD-I	〇〇〇〇	CTC (項変更)	〇〇県〇〇市□□ △△工場
〇〇〇 (XXX)	EF3344/GH-II	(〇〇〇〇)	VA (基準値 40%以上)	〇〇県〇〇市□□ 本社工場

- ・ サプライヤーに対して資料の提出を依頼する際に、原産地規則等に関し十分な説明を行う。

- ・ サプライヤーへの負担を最小化すべく、CTCルール又はVAルールを満たすために必要最低限の部分について依頼することが望ましい。例えば、VAルールを採用する場合、まず自社の付加価値分を算定し、その上で基準を満たすのに必要最低限の原産材料価格分を積み上げるべく、価格が高い部品や、原産性の判定がし易い部品から優先して依頼する等も一案。

- ・ 設計・仕入先変更等により原産性に変更があった場合には、サプライヤーから適宜情報提供を受けられるように、適切な連絡体制を整えておくこと。

# 「内製品」の扱い

## 【基本原則】

1. 輸出産品の原産性を確認するため、V Aルールを利用して原産資格割合を計算する際に、当該輸出産品を構成する「材料・部品」に内製品（自社製造品）が含まれ、当該内製品が原産地規則を満たす場合には、当該内製品の価格を算出する根拠が明確かつ客観的であれば、当該内製品を原産品として価格計算に含めることができる。
2. ただし、輸出産品を構成する各々の「材料・部品」を“固まりとしての部分品”として捉える場合において、それぞれの“固まりとしての部分品”としてのくくり方が合理的である必要がある。V Aルールの基準値を満たすために客観的に見て合理的でない組合せであるとの疑義をもたれることのないよう、「材料・部品」の組合せをどのように行って“固まりとしての部分品”と捉えるのかに注意する必要がある。

(注) 部品Aと部品Bを各々単体として原産資格割合を計算した場合、Aは原産品であり、Bは基準値を満たさないが、AとBを（客観的に不合理であるにもかかわらず）“固まりとしての部分品”としてくくり、原産資格割合を計算すると基準値を超えるような場合もあるため、合理性のない組合せであると判断されることのないよう、注意が必要。

## 【例】

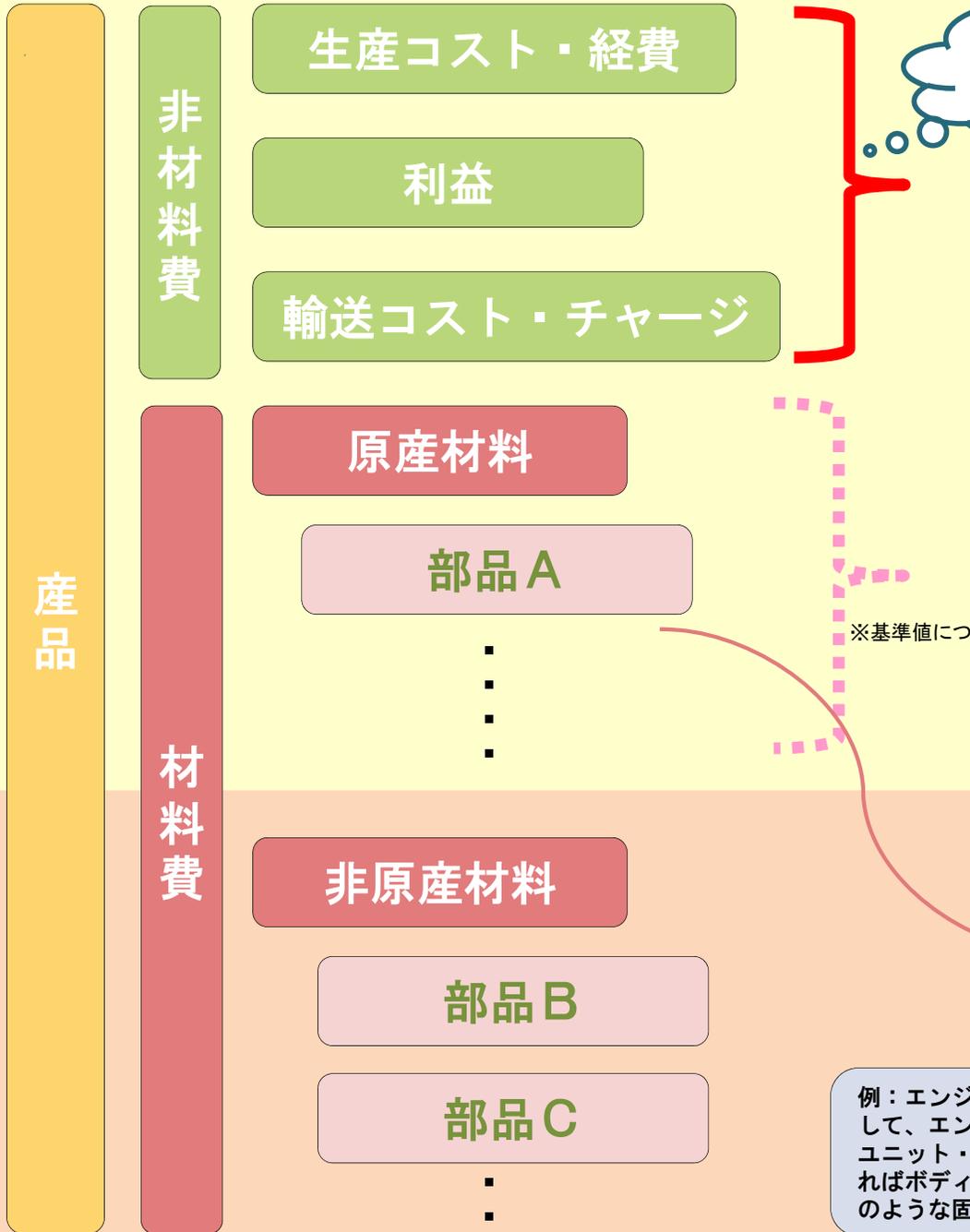
例えば、内製品の価格を算出する際に、以下のような根拠に基づいた場合は、明確かつ客観的であると考えられる。

- ・ 内製品を完成品の「材料・部品」としてではなく、単体で第三者向けに販売する場合の価格

(注) 単体で輸出した実績がある場合には、そのF O B価額から非原産材料費を差し引いた価格がV Aルールの基準値を超える場合には原産品とみなせる。

- ・ 代替可能な同様の「材料・部品」を購入した場合の価格
- ・ その他第三者が判断した場合に、適正と認められる価格  
(市場において適正であると評価することが可能な価格)

# 部分品の取扱いの例 (VA40%基準の場合)



**ケース①**  
非材料費のみで基準値を**超える**場合

非材料費(生産コスト・経費、利益、輸送コスト・チャージ)のみで基準値\*を超えれば、原産材料は、非原産材料とみなすことができる(=原産性を確認する必要なし)

**ケース②**  
非材料費のみで基準値を**超えない**場合

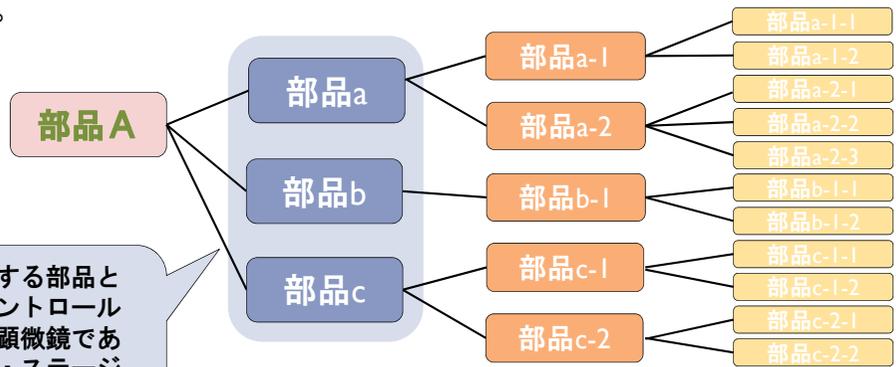
非材料費(生産コスト・経費、利益、輸送コスト・チャージ)のみで基準値を超えなければ、原産性を証明しやすい原産材料を積み上げ、基準値を超えればOK!

残りの原産材料はケース①同様に非原産材料とみなすことができる。

\*基準値については、為替などによる影響を考えて、例えば+10%程度(50%)の余裕を持って計算しておくことが望ましい。

## サプライヤーから購入した部分品の扱い

部品Aが、国内サプライヤーからの購入品である場合、当該部品に使用される材料や部品一点一点ではなく、生産工程等の実態に沿い、部品a、b、cのように、いわゆるサブアセンブリーのような固まりとしての部分品として管理できる。



例：エンジンを構成する部品として、エンジン・コントロールユニット・ケース、顕微鏡であればボディ・レンズ・ステージのような固まりで管理できる。

# 非原産材料に含まれる原産材料等に関する証拠書類の例

原産資格割合を算出するにあたり、締約相手国の生産を考慮することができる協定があるが、その場合の裏付け資料の例は以下のとおり。

※対象となる協定：日メキシコ、日マレーシア、日インドネシア、日ブルネイ、日フィリピン、日ペルー、日オーストラリア、日モンゴルの各EPA

## ①非原産材料の製造に使用された原産材料価格について考慮するための資料

下記図の材料（F）に関する資料

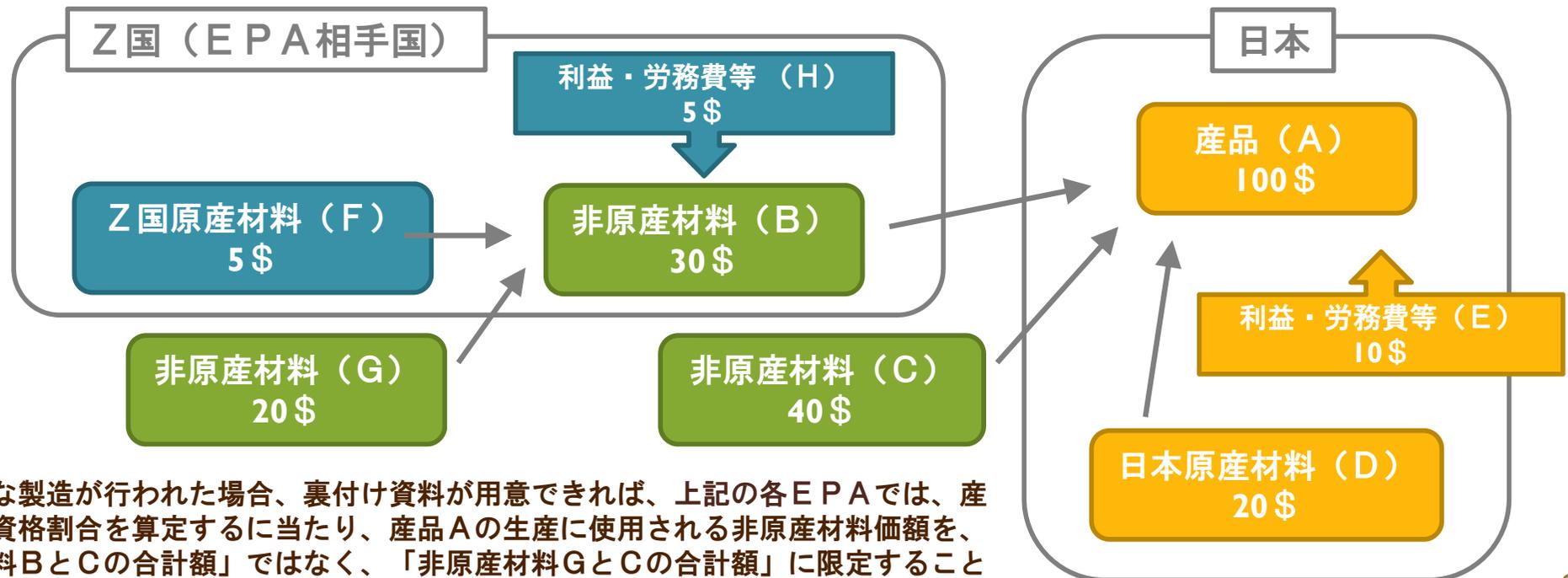
- 非原産材料に使用された材料が原産であることを裏付ける資料
- 非原産材料の生産に使用された原産材料に係る価格資料  
(下記図の材料（B）を生産したメーカーによる誓約書※、伝票、インボイス、契約書、請求書、支払記録等)

## ②締約相手国の生産コスト等を考慮するための資料

下記図のZ国における生産コスト（H）に関する資料

- 非原産材料の生産に掛かった生産コスト等の算出根拠資料  
(下記図の材料（B）を生産したメーカーによる誓約書※、伝票、インボイス、契約書、請求書、支払記録等)

※誓約書には、本件資料の作成年月日、製造された非原産材料（B）の供給先名、メーカーの氏名又は名称、住所、非原産材料（B）を特定できる情報、原産材料（F）、利益・労務費等（H）の価格情報などを記載。



上記のような製造が行われた場合、裏付け資料が用意できれば、上記の各EPAでは、製品Aの原産資格割合を算定するにあたり、製品Aの生産に使用される非原産材料価額を、「非原産材料BとCの合計額」ではなく、「非原産材料GとCの合計額」に限定することができる。

## (参考) EPA原産地証明書取得までの手順

### STEP1

#### 輸出製品のHSコードの確認

- ・HSコードの正確な確認のため、輸入者(場合によっては、輸入締約国税関)にも照会。
- ・日オーストラリアEPA、日モンゴルEPAはHS2012、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インドEPA、日ペルーEPAはHS2007、その他のEPAはHS2002を使用。

### STEP2

#### EPA税率の確認

- ・EPA税率は、各協定の「品目別関税撤廃スケジュール(譲許表)」やJETROの「世界各国の関税率」で確認。
- ・通常の関税率より有利なのか確認。

### STEP3

#### 輸出製品の原産地規則の確認

- ・輸出製品が、原産品となるために満たす必要がある原産地規則を確認。
- ・原産地規則は、各協定の「原産地規則章」や「品目別規則」で確認。

### STEP4

#### 輸出製品の原産性の確認

- ・本資料を参考にしながら輸出製品が原産品であるか否かを確認。

ここまで確認が終わったら



原産地証明書の取得手続きをします

## 参考情報・資料

### ✓ EPAとは何か、EPA活用に必要な手順について知りたい場合には・・・。

経済産業省 経済連携協定

検索

[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/)

経済産業省 原産地証明

検索

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/gensanchi/epa.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/epa.html)

### ✓ EPAの原産地証明書取得手続の詳細について知りたい場合には・・・。

日本商工会議所 経済連携協定

検索

<http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>

特定原産地証明書発給申請の手引き

検索

[http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa\\_manual.html](http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html)

### ✓ 認定輸出者自己証明制度について知りたい場合には・・・。

経済産業省 認定輸出者

検索

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/gensanchi/approved.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/approved.html)

## お問合せ先

### ✓ EPA全般について

➢ 経済産業省通商政策局経済連携課

TEL : 03-3501-1595 FAX:03-3501-1592

### ✓ 原産地証明制度について

➢ 経済産業省貿易経済協力局原産地証明室

TEL : 03-3501-0539 FAX:03-3501-5896

### ✓ EPA原産地証明書の発給について

➢ 日本商工会議所国際部

TEL : 03-3283-7850 FAX:03-3201-7778

※ 判定、発給の個別の案件については、申請先の各事務所まで御連絡ください。

お問合せ先：[http://www.jcci.or.jp/gensanchi/office\\_list.html](http://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html)

### ✓ EPA輸出全般について

➢ JETRO本部ビジネス情報サービス課

TEL : 03-3582-5651

➢ JETRO大阪本部ビジネス情報サービス課

TEL : 06-4705-8606